環発第５７９号
令和８年１０月３０日

山形県知事　吉村　美栄子　殿

酒田市長　矢口　明子

環境影響評価準備書に対する意見について（回答）

８み自第５７号（令和８年１０月１日付け）で依頼のありました標記の件について、下記のとおり回答いたします。

記

（仮称）山形県遊佐沖洋上風力発電事業　環境影響評価準備書

1　モノパイル打設工事等の工事の実施にあたっては、周辺地域（海水浴場を含む）への騒音、振動等の環境影響の低減に努めること。

2　海底掘削工事の実施にあたっては、地層からの地下水やガス、油の湧出があった場合、環境影響が無いよう適切な措置を講ずること。

3　工事用資材の搬出入等の工事車両による通行について、沿線地域への騒音、振動等の環境影響に配慮すること。

4　景観について、沿岸や近接航路からの景観への影響が懸念されることから、地域住民からの意見も踏まえ、環境影響が極力低減されるよう努めること。

5　自然環境と風車の建つ景観が共存し、観光資源と再生可能エネルギーが共存共栄できるよう配慮すること。

6　事業実施区域の上空を飛翔する可能性のある鳥類（希少猛禽類を含む）へのバードストライクなどが懸念されることから、今般行った調査、予測及び評価結果を踏まえて、必要な環境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減されるよう努めること。

7　風力発電施設の設置、稼働により魚類など動植物の生育環境への影響が考えられることから、今般行った調査、予測及び評価結果を踏まえて、必要な環

境保全措置を講ずることにより、影響を回避又は極力低減されるよう努めること。

8　環境影響評価において評価指標の達成は必要であるが、評価指標は住民の環境保全のために設定されているものであり、数字の先には住民がいることに留意して事業を実施すること。

9　当該風力発電施設が原因となる環境影響に関する住民からの意見や要望に適切に対応すること。